

平成17年度離島対策・不法投棄等対策支援事業について

(財)自動車リサイクル促進センター
再資源化支援部

1. 準備状況等

1) 準備状況

[離島対策支援事業]

16年 3月	「基本的考え方」(出えん率上限、出えん範囲等) を中環審・産構審合同会議に報告。
6月	「要綱」を理事会にて決定。(なお、11月「要綱」改訂(輸送パターンの内容追加) を理事会にて決定。)
8月～11月	離島市町村への説明会実施。
11月～17年4月	自治体事業計画の作成フォロー及び内容確認
5月	自治体の出えん要望の把握

[不法投棄等対策支援事業]

16年 7月	「基本的考え方」(出えん率上限、出えん範囲等) を中環審・産構審合同会議に報告。
11月	「要綱」を理事会にて決定
11月	都道府県・保健所設置市への説明会開催
17年 5月	自治体の出えん要望の把握(なお、環境省において3月にアンケートも実施済)

2) 自治体の出えん要望

	17年度より活用したい	18年度以降活用したい
離島対策支援事業(147市町村)	81市町村	66市町村
不法投棄等対策支援事業	具体的な要望なし	-

[離島対策支援事業に係る自治体からの主な要望内容]

出えん率が変動すると島内住民への説明が困難になるため、**出えん率は事業開始当初から上限の80%**で固定して欲しい。

可能な限り早期(17年10月～)での出えん開始をお願いしたい。また、事業開始初年度は、準備作業(補正予算措置手続き・理解普及活動等) が必要となるため、出えん開始の3ヶ月前には**出えん方針(出えん率・出えん開始時期)**の内示がないと事業の円滑な開始が困難。

2. 出えん方針

平成17年度途中から離島対策支援事業を開始することとなった場合の各自治体における要望額を確認したところ、**総計3.13億円**となっている(別紙1参照)。

一方、5月までに発生した特定再資源化預託金等は**3.52億円**となっている(別紙2参照)。

こうした状況を踏まえると、9月の時点においては、支援部において必要となる事務費用(1.25億円) を含めた**計4.38億円以上の特定再資源化預託金等**が発生することが想定される。このため、自治体からの要望を踏まえ、**10月からの事業開始を前提として、次ページの1)～3)の出えん方針を各自治体に案内することについて、6月に開催された離島対策等検討会及び資金管理業務諮問委員会において審議・承認されたことを受け、7月1日に各自治体に展開済み。**

- 1) 10月1日より事業を開始する。
- 2) 出えん率は80%とする。
- 3) 個別の事案の出えんについては、9月の離島対策等検討会及び資金管理業務諮問委員会を経て承認される。

なお、具体的な出えんに際しては、9月の時点で再度離島対策等検討会及び資金管理業務諮問委員会の審議を経て確定し、資金管理法人が主務大臣の承認を受けることとなる。

- 1: 支援部における事務費用(1.25億円)については、第7回資金管理業務諮問委員会の審議を経て、予算計上済。
- 2: 不法投棄等対策支援事業については現時点において、自治体より具体的な出えん要望がないため、基本的には17年度は実施せず、18年度からの事業開始を想定。ただし、出えん要望等があった場合については別途検討・調整する。

3. 今後の予定

離島市町村作業

6月14日	第5回離島対策等検討会(出えん方針審議・決定)
6月21日	第9回資金管理業務諮問委員会(出えん方針審議・承認)
7月1日	内示

7~9月 17年度下期補正予算措置手続き・議会承認および島内住民への理解普及活動
 ~8月上旬 協力要請書(正規)作成・提出

- ~9月中旬 第6回離島対策等検討会(出えん計画審議・決定)
 第10回資金管理業務諮問委員会(出えん計画審議・承認)
 資金管理法人より、主務大臣に出えんに関する承認の申請
- 9月下旬 協力予定連絡書送付
- 10月1日~ 事業開始

- 3: なお、自動車リサイクル法第106条第3号の主務大臣の公示については、7月に離島市町村からの公示申請、8月に主務大臣が一括して公示することが予定されている。

以上

平成17年度離島対策支援事業概要

1、支援事業概要

項 目	内 容
離島対策支援市町村	81 市町村
発生予定台数 (A)	62,345 台
総事業予定額 (B)	373 百万円
台当り単価 (B) / (A)	6.0 千円
要請予定額 (B) × 出えん率(80%)	298 百万円
予備費 (要請予定額) × 5%	15 百万円
合 計 (要請予定額 + 予備費)	313 百万円

2、都道県別内訳

(6月1日現在)

都道県	市町村数	島数	人口	保有台数	構成比	発生予定台数	総事業予定額	要請予定額
北海道	3	4	15,683	8,486	2.1	345	6,096	4,877
宮城県	1	4	781	261	0.1	15	495	396
新潟県	1	1	72,536	54,942	13.4	10,850	38,711	30,969
東京都	9	11	30,868	21,587	5.3	3,793	37,727	30,181
三重県	1	4	5,235	1,324	0.3	138	1,162	930
広島県	1	1	10,158	5,724	1.4	600	3,771	3,017
島根県	4	4	25,228	15,476	3.8	1,251	23,689	18,951
愛媛県	4	17	19,478	7,816	1.9	1,261	3,856	3,085
長崎県	13	35	174,063	93,126	22.8	9,509	44,498	35,598
鹿児島県	22	25	190,203	114,729	28.1	21,071	127,025	101,620
沖縄県	22	41	132,438	84,696	20.8	13,512	85,826	68,660
	81	147	676,671	408,167	100.0	62,345	372,857	298,285
予備費(要請予定額 × 5%)								14,914
合計								313,200

人口・保有台数出典先：平成14年度国政調査資料

特定再資源化預託金等の発生状況について

(財)自動車リサイクル促進センター
資金管理センター

1. 特定再資源化預託金等について

再資源化預託金等特別会計で管理する再資源化預託金等のうちに特定再資源化預託金等がある場合において、当該特定再資源化預託金等は主務大臣の承認を受けて指定再資源化機関等へ出えん等を行うことが自動車リサイクル法により定められている。

特定再資源化預託金等

廃車ガラが非認定解体自動車全部利用者へ引渡された(電炉・転炉等への引渡又は廃車ガラ輸出)場合、エアバッグ類が事故等で作動済みの場合、フロン類がエアコンからすべて抜けていた場合等にリサイクルが不要となり、預託されている再資源化預託金等が使用されないことが確定したもの。

2. 特定再資源化預託金等の発生状況について

平成17年5月末時点での特定再資源化預託金等残高は以下のとおり、**約352百万円**となっている。

(金額の単位:千円)

発生月	エアバッグ類		フロン類		ASR		合計金額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
1月	18	34	11	23			56
2月	536	929	226	472	1,063	6,265	7,665
3月	1,375	2,372	694	1,451	7,987	46,218	50,040
4月	1,699	2,939	949	2,000	17,044	99,287	104,227
5月	1,846	3,296	6,516	13,689	29,963	173,561	190,495
累計	5,474	9,520	8,396	17,634	56,057	325,330	352,483

(注)金額は百円位を四捨五入しているため、合計金額は一致しない場合がある。

以上